

預金契約の成立

田中種一

目 次

1	はじめに	1
2	預金契約の物的成立要件	3
3	預金者の認定	17
4	おわりに	28

1 はじめに

預金とは、預金契約という一つの法律要件を意味するとともに、他面、これによって発生した結果である預金払戻債権を意味することもある。ところで預金契約とは、銀行を受寄者とする金銭の消費寄託（不規則寄託）（民666条）であるとすることについては、大体学説判例ともに一致している。⁽¹⁾

預金契約を消費寄託契約であるとすれば、これについては消費貸借に関する規定が準用されるが（民666条本文）、他方、預金契約は預け主のために金銭の保管を目的とする寄託という性格を有するため、契約に返還の時期を定めなかったときは、消費貸借では貸主は相当の期間を定めて返還を催告することができる（民591条1項）のに対して、消費寄託の場合は寄託者はいつでも返還を請求することができることになっている（民666条但書）。

預金契約は、消費寄託として寄託に関する規定にもとづいても、また消費貸借に関する規定の準用によっても、いずれも要物契約とされている。したがって、その物的要件がいつ完成するかということは、預金契約が成立しているか否か、銀行預金返還債務があるか否かを決定するについて問題となることがある。また

銀行は金融機関として預金という名称のもとに他人から金銭の寄託を受ける（受信業務）のであるから、信用の厚い、堅い、間違いのない営業と一般に信じられているが、ある場合には預金者がだれであるかは、しかし明確ではなく、これについて争いが発生することもある。この小稿ではこれらの点について考えてみようと思う。

註(1) 末川博士は反対される。すなわち「一概に銀行預金といつても、そのうちには公益預金・定期預金・特別当座預金・当座預金・通知預金など色々の種類があって、それぞれ銀行並に預金者にとって特殊の意味を有するのだから、その法律上の性質や取扱もおのづから多少異ならざるを得ないのであるが、従来一般には銀行預金は消費寄託に属すると解せられてゐる。即ち預金者は自分が金銭を保管する代りに銀行に託してその保管を為さしめるのであって、銀行は片務的に保管の義務を負ふのであるけれども、受寄物が金銭である為めにその利用を為し得る立場に置かれてゐるといふ風に觀るのである。斯やうに觀ることに一応間違はない。しかし大体預金は銀行の運用資金の主要部分を成し銀行がその預入を受けるのは銀行自身の利益の為めであると共に、預金者も保管上安全だとか金融を受ける上で好都合だとかいふ利益を有するのだから、預金においては銀行と預金者との双方の利益が交互作用をしてゐるわけであって、その一方だけの利益を觀て預金契約の性質や効力を論断することは妥当でない。しかも預金契約なるものは近代的な銀行経営に伴って発達した特殊の典型化された行為であり、また今日各種の預金について当事者の為す協定や銀行取引で行はれてゐる慣習は民法の消費寄託や消費貸借に関する規定よりもずっと詳細な内容を有してゐるのが普通であるから、古い伝統的な契約の型にはめこんで一様に律することはできぬのである。ただ別段の特約や慣習がない場合に、これに最も近似する典型契約としての寄託や消費貸借に関する規定が類推的に適用されることがあるといひ得るに過ぎない（末川「銀行預金に関する若干の問題」一民法上の諸問題 254 頁以下）と（債権各論 P.P. 350, 351）。しかし、銀行預金契約を典型契約で説明することができる以上は、典型契約（すなわち消費寄託契約）として説いた方が、無名契約とか独自の契約とかするよりも、適用法条を明らかにする点からすぐれていると思われる。もっとも末川博士も、別段の特約・慣習がない場合には、これに最も近接する典型契約として寄託や消費貸借に関する規定が類推的に適用されることがあるとされるから、実際の法適用上はほとんど差異は

ないことになるのではないかと思われる。

2 預金契約の物的成立要件

(1) 預金者より現金が交付された場合

この場合は、銀行の窓口係員が顧客から金銭を受け取り、これを確認したとき、すなわち現金を銀行がその組織上予定された手続にしたがって現実に受け入れることによって、預金契約が成立すると解すべきである（通説）⁽²⁾。これはきわめて簡潔にして明確のようにみえるが、この場合でも以下のような問題がある。

(イ) 顧客と銀行の現金授受の過程で事故があった場合

銀行のある顧客が銀行員の執務している窓口において、金員および小切手を預金通帳とともに窓口に差し出し、預金を依頼する旨を申し出た。このとき銀行員はペンをとって伝票を作成中であったが、この顧客の申出を認識し、うなずいて応諾の意思を表示したが、金員等には手をふれずにそのまま放置し、伝票作成を続けていた。そのため顧客は窓口に佇立して、これを監視していたが、ある者（窃盗の共犯者）が同人の注意を他にそらすために、ことさらに踵をふんだうえ紙で拭ったので、同人がこれに注意を奪われて後を向き、一二言葉を交えている間に、差し出しておいた金員等を盗取された、という事件があった。⁽³⁾顧客は銀行に対して損害賠償の請求をしたのであるが、原審は、窓口内に差し出しただけで、まだ銀行員が全員点検等相当手続を終了しないうちは、預金として消費寄託の成立しないことはもちろんであるが、いやしくも預金の申出をなし、金員等を窓口内に差し出し、銀行員がこれを認識して首肯応諾した以上は、その金員等につき暗黙の意思表示により一種の寄託契約が成立し、銀行に保管義務が発生するとして銀行の責任をみとめた。銀行の上告に対して大審院は、原審判決でいう一種の寄託契約とは何を意味するかわからない。あるいは単純寄託の意味かもしれないが、消費寄託を申し出た客に単純寄託をする意思表示があったとみとめた理由を知りえない。また寄託関係が成立したというためには、当事者間に寄託物の引渡し、すなわち占有の移転があったことを要するが、銀行の係員が寄託申込者において寄託物を銀行の受付口内に差し出して預入の申出をしたことを認識して首肯した

といつても、未だ占有の移転があったとはいえない。したがって銀行には返還責任がない、とした。しかし、この場合は、すでに預金窓口内に金銭が差し入れられて係員もこれを了知していたのであるから、金銭の引き渡しがあったものとみるべきであり、係員がその金額を計算確認するまでは預金契約自体の成立をみとめることができないとしても、少なくとも原審判決のみとめるような一種の寄託関係の成立があるとみると(4)、銀行に返還義務をみとめるのが正当である。ところで、このようなことは日常間々見受けられることではなかろうか。たとえば窓口が混んできたときに、銀行の係員としては一つずつ順次に処理しなければならないので、他を一応預って積んでおくことを余儀なくされる場合があると思うが、この場合は、金銭の占有は銀行に移転するが預金契約すなわち消費寄託契約は未だ成立しないで、将来現金を計算したうえで預金に受け入れる予約と、それまで現金をそのまま銀行の責任において保管する寄託契約が成立していると解すべきである。⁽⁵⁾

(ロ) 得意先係へ現金交付の場合

銀行が預金を受け入れるために集金員をさし回すことは、できるだけ行なわない建前になっているということであるが、得意先を訪問し連絡をする得意先係というものが設けられて、これが訪問先の顧客から預金のために現金を預ってくることが少くないようである。この場合に、銀行の正式の預金とならないうちに事故があってその現金が紛失したときに、銀行はどのような責任を負うかという問題を生ずる。近時の判例⁽⁶⁾は、銀行の外務員は預金の勧誘が職務であり、預金をとるため顧客より現金を預かる行為は、その顧客の意思にもとづく預金の一定内容の取引契約の申込を、その顧客のために所属の銀行営業所に伝達する使者の役を果たすものであり、銀行は営業所外において顧客との間に直接に定期預金契約までも締結しうべき代理権を外務員に与えているものではないとし、外務員が定期預金とするための金員を受領しても、これにより直ちに定期預金契約は成立しないとし、また顧客が外務員に定期預金契約締結の代理権があると信じた事実も認定できないので、外務員を表見代理人とみることもできないから、外務員が定期預金とするために預かった金員を第三者に融通費消したときには、銀行は被用者の不法行為に対する使用者の責任を定める民法第715条により責を負う、

と決した。しかし、これでは交通事故の場合や暴力による奪取の場合のように、銀行外務員が故意・過失によらずに顧客から預かった現金を喪失した場合には、銀行は責を負わないことになり顧客の保護として充分でない。銀行外務員は、預金契約成立のために銀行の名において、その使用人として現金を預かる行為をするのであるが、それについて銀行から代理権を授与されていないとしても、銀行としては外務員に現金を預かることをみとめることにより、そのための代理権を外務員に与えたことを表示したことになるのであって、銀行は表見代理人としての外務員の預かる行為に対し本人としての責を負うものと解すべきである（民109条）。顧客から現金を預かった銀行外務員は現金を計算し、その額を確認しており、かつ、このような外務員（得意先係）は通常は預金の勧誘が主な目的であり、顧客の便宜のために現金を預かってくるのであって、社会的外觀上は、預金契約を成立させるために現金を預かる権限を銀行が与えていると表示しているようにみえるので、預金契約成立前の一種の寄託契約の成立がみとめられ、銀行は、このような寄託契約成立の効果を受けるものと解すべきである。そして、このような預金契約成立のための寄託契約の場合には、その預金のために現金を預かりながら、これを紛失したために正式の預金契約を成立させることができなくなった銀行の得意先係は、銀行の履行補助者と考えるべきであり、その過失による預金契約を成立させるべき債務の不履行に対し、銀行は損害賠償の責を負う（民415条）と解すべきである。⁽⁷⁾前掲判例は、外務員が定期預金契約締結の表見代理人であることを否定しているが、これは正当であって、定期預金契約締結自体の表見代理人ではなく、定期預金契約締結のための現金寄託契約の表見代理人であると解するのである。

(8)

つぎに近時の東京高裁の刑事判決は、一定日より解雇する旨を申し渡されていた銀行集金員が、その解雇日の翌日に、従来どおり銀行のために集金に出向いているようにみせかけ預金名義のもとに金銭を受預して、これを自己のために費消した場合に、第一審判決が、この金銭の交付によっては預金契約は成立しないので銀行にはこの金員の返還義務はなく、この集金員の行為は詐欺罪に該当するとしたのを改めて、たとえ自己の用途に費消する意図をもって集金したとしても、それは正当権限にもとづく集金行為であり、集金と同時にかつ当然に銀行に対し

てその効力を生ずるものであって、この行為は業務上横領罪を構成すると決した。これを民事法的にみると、この集金員の行為は代理権消滅後の表見代理（民 112 条）に該当し、この集金員に対する預金者よりの金銭の交付は、銀行に対して預金契約またはその成立前の寄託契約の効力を有すると解すべきであり、この刑事判決は民事法的にも肯認しうる判決である。⁽⁹⁾

(1) 銀行に交付された現金が盗品であった場合

近時の青森地裁判決は、預金として交付された現金が盗まれたものであった場合に、預金契約が成立するかという問題を扱ったものであるが、この判決は、このような預金契約は預金者が盗んだ金銭を預け入れたというだけで無効となるものではなく、その交付を受けた銀行側においても、それが盗まれたものであることを了知しながら受領したというように、公序良俗に反する場合にかぎり無効となり、このような預金契約にもとづく給付が不法原因給付となると決した。盗まれた現金を盗品であることを知悉して預金として受け入れることは、犯罪を助ける行為として公序良俗に反するものであるが、それが行為の内容となっており、当事者双方がそれを知っている場合にのみ民法第90条違反として無効となると解すべきであって、⁽¹²⁾この判旨は正当である。⁽¹³⁾

(2) 預金者より現金に代わるもののが交付された場合

預金契約は要物契約であるが、準消費貸借に関する規定（民 588 条）も準用されるから（民 666 条）、預金者は必ずしも現金を交付する必要はなく、これに代わるものを持って消費寄託である預金の目的とすることができ、これによって預金契約が成立することになる。この場合の現金に代わるものの中主要なものは、自店振出の自己宛小切手や自店が支払場所となっている手形・小切手などのように、当該銀行の店舗により支払われるべき証券の類と、上述以外の手形・小切手・公社債の利札・その他の交換適格証券のように、他の銀行店舗その他により支払われるべき証券の類にわけることができ、その他の主要なものとして振込がある。

(1) 他の銀行店舗その他により支払われるべき証券類が交付された場合

一つの判例がある。すなわち「小切手は経済的には振出人の金銭支払の用具として、現在現金の支払をする代りに一時代用的に振り出されるものであり、金

錢支払の簡易、迅速、安全、確実をその本来の目的としているものというべく、現金代用の作用を営むものと解することができる。したがって、所持人は支払人たる銀行に持参すれば直ちに小切手金の支払を受けることができるし、銀行預金者が自己の預金口座に小切手を振り込んだ場合にはその時に現金預金がなされたものとみなされるべきであることは、前記のような小切手の本来の目的から当然導き出されるところであるということができる。ただ実際問題として資金のない、いわゆる不渡小切手が存在し、小切手を現金そのものとして取り扱い得ない関係から、小切手が手形交換所を経て支払われる以前には預金者から預金としての払戻請求があつてもこれを拒絶することができるというにすぎず、手形交換所を経て支払われる以前に預金者に対し現金で小切手金額に相当する金員の全部または一部を支払った場合には、その支払は銀行の顧客たる預金者に対するサービスとしてなされたものではあるけれども、その支払自体は、銀行が、預金者において小切手を振り込むことによって成立した預金契約上の義務を履行したのであって、有効な預金の支払であると解するのを相当とする。殊に銀行振出の小切手はその性質上小切手表示の金額について振出銀行がその資金と経済的信用とにおいて責任をもつて支払をする旨宣言しているものというべく、恰もその小切手につき支払人が支払保証をしたと同一の効果を有するものと解するのを相当とする。すなわち、その支払われることは確実であることによって経済的には全く現金と同一の作用を営むものということができる。それであるから、他の銀行振出の小切手が預金者から預金口座に振り込まれ、その銀行が善意かつ過失なく右小切手を取得したものである場合には、その時に現金預金がなされたものとして預金者に対し小切手金額相当の金員の支払をできるものと解すべきである。」として他行小切手ことに銀行振出小切手の預入の場合について、預入と同時に預金が成立するとした。これを譲渡説といふことができる。

これに対して異なった立場の判例がある。すなわち「一般に、小切手による預金の預入れがなされた場合における預金者と受入銀行との間の法律関係については、①小切手が銀行に譲渡されるものであつて、銀行が小切手を受領すると同時に、小切手の取立をまたずして預金契約が成立し、預金者はその時から預金払戻請求権を取得するとともに、銀行は小切手上の権利を取得するとする見解と、

②銀行は小切手の取立委任を受けるにすぎず、後日小切手が取立済みとなることを条件とする条件付預金契約が成立するものであり、したがって右取立前においては預金者は銀行に対し預金払戻請求権を有せず、他方銀行は、小切手の譲渡を受けるものではないから、自ら所持人として小切手債務者に対して償還請求権を行使することはできないとする見解とがある。しかしながら、なるほど小切手は経済的には支払用具たる意義を有するものではあるが、小切手が化体する権利は金銭債権であって、しかも確実に取立てられて現金化できるかどうかが不確実なものであるから、小切手をもって本来の給付の目的物たる現金と全く同一視することができないことは、取引の通念に照らして明らかである。したがって、金銭消費寄託たる預金契約において、小切手自体の交付をもって要物性を充足したものとして、これにより直ちに預金契約の成立を認める前記①の見解には左袒することができない。それゆえ、小切手による預入れがなされたときには、受入銀行において小切手を取立てるべき旨の取立委任契約がなされるとともに、取立による入金があったときはその入金額をもって消費寄託をする旨の停止条件付消費寄託契約がなされるものと解すべきであり、このように解する方が前記普通預金約定に示された当事者の合理的意思にも合致するものというべきである。」とし、預手に言及して「被告会社は、本件預金の預入れが銀行振出の自己宛小切手、すなわちいわゆる預金小切手をもってなされたことをとらえて、預金小切手は支払われることが確実であって、現金と同視すべきものであるから、預入れと同時に無条件の預金契約が成立するものと解すべきであると主張する。なるほど預金小切手は、通常の場合においては、振出銀行が振出依頼人から支払資金を徴し、これを別段預金として留保した上で振出すものであって、一般の小切手に比べて支払いが確実視されるものであることは明らかであるが、例外的な場合においては、振出銀行が『被詐取』『契約不履行』の理由により支払いを拒絶する場合があり得ないではない。したがって必ずしも支払が絶対に確実とはいえないばかりでなく、預金小切手といえども、交換手続による取立がすむのは銀行がそれを受入れた日の翌日以降になるのであるから、預金小切手の預入れと同時に預金契約が成立し、銀行はその時から払戻義務を負うにもかかわらず、現実に目的物たる金銭を利用できるのは翌日以降からとなるが如きは、金銭を受取って利用し、それと

同種、同量、同等のものを返還するという消費寄託の本質に反し、当事者の合理的意思にも反するといわねばならない。したがって、預金小切手による預入れの場合といえども、前記原則にしたがい、預金契約は、取立による入金を停止条件として成立するものと解すべきであって、被告会社の右主張は採用できない。」とした。さらに帳簿への記帳、通帳の作成について「一般に現金または小切手等の預入れがなされた後における元帳等への記帳は、銀行内部における預金預入れの確認行為ないしは預金通帳発行の前提たる手続にすぎず、預金契約の成否については何らの影響をも与えないものと解すべきであり、また普通預金通帳は証拠証券にすぎず、何ら設権的な意義を有しないから、その作成、交付もまた預金契約の成否に何らの影響を及ぼすものではない。」とした。この見解を取立委任説ということができる。

ところが、取立委任説にせよ、譲渡説にせよ、いずれも単一の考え方で一貫するものであって、これでは欠陥を免れないとして両説の調和的融合を試みる判例⁽¹⁷⁾が存在する。すなわち「小切手の化体する権利は……金銭債権であって、経済的には……支払用具たる意義を有するけれども、これを以て法律的にも直ちに、小切手をすべて本来の給付の目的物たる現金と全く同一視することのできないことは社会通念に照して明白であり、元来預金即ち消費寄託は、消費貸借と同様、その目的物、即ち受託者が保管し利用なしし消費した上寄託者にその同種同量の返還を約するものは金銭であって、小切手証券そのものではないから、小切手の交付自体を以て消費寄託の要素たる要物性を充足したものとして、これにより直ちに寄託の成立を認めることは贅し難く、銀行内部の帳簿的処理の形式も、右行為の本質を定める決定的基準とはなし得ない。それ故一般には、交付を受けた小切手の債権を本来の目的物たる金銭に換えるために、その行為を目的とする別種の契約即ち小切手の取立委任が消費寄託に先行して果さるべきものとして、右両者が結合した一種の無名契約であると解するを相当とする。そしてこの種の契約は、その合意と預入れるべき小切手の交付により直ちに成立し、寄託の目的物たる金銭は、小切手の取立によって第三者から受託者に引渡さるべきことが予定せられ、寄託物の返還請求権は小切手の取立を俟つて初めて（条件付に）発生すべきものとされ、特別の合意のない限り、寄託物の返還請求即ち預金の払戻は、即時無条

件にこれを求め得ないものと解するのが、当事者双方の意思及び取引の実状に適するものというべきである。この場合、交付された小切手は一応取立委任の目的にすぎないから、相手方たる銀行はその目的のための保管の権利義務あるに止り、独立した寄託又は隠れた寄託契約さえも成立せず、固より小切手の権利そのものを取得すべき筋合ではない。従って若し取立ができなかった場合には、これを預入者に返還すべき義務を負うこととなる。」として取立委任説を展開するが、つづけて「しかしながら、……預入れられた小切手の振出人の信用状態その他特別の事情により、当事者に特段の合意がなされ、小切手の預入と同時に、又はその後取立のなされない以前に、銀行より小切手金に相当する金銭を支払うことは、固より妨げないところであって、かくの如く小切手の取立を条件とせずに金銭の支払請求権の発生を合意する場合は、その契約の性質は、もはや前記の如き小切手の取立委任を前提とせず、交付された小切手をいわば引当として、その債権額に相当する金銭を預金払戻の形式において授受する行為とみるべきであり、それは消費寄託の形式を外形のみ、ないしは一時的に利用するも、その実質たる金銭の寄託と、その反面たる利用ないし消費の可能性は殆ど形骸のみであって、その本質は、当事者間の意思に従い、小切手の売買即ち有償取得（手形割引に類似するもの）か、若しくは小切手の立替払（支払人のなすべき支払の代行、即ち第三者弁済に近似するもの）かに在るものと解することができる。……この場合、預入れられた小切手の権利帰属関係をみると、その小切手はもはや預入者たる他人のために保管する関係ではなく、割引の場合は、持参人払小切手については売買を原因とする無形式譲渡（但し小切手法20条適用）、記名式及び指図式小切手にあっては同様の原因に基く裏書又は無形式の譲渡により、立替払類似の場合は、弁済による代位の法理（支払人に代って為す支払は、厳密には債務の代払ということはできないが、小切手の権利者が所期の満足を得た点に着眼すれば、約束手形等の場合と対比し、少くとも代位の関係については債務の弁済と同視して差支えない）によってそれぞれ受入銀行において、その権利を取得したものと解することができる。そして銀行としては右小切手取立による既払金の回収がもし不能になった場合においては、基本たる当座勘定取引契約に基く買戻その他の特約によって、預入者よりその既払金に相当する金員の償還請求を為し得る途も存する

のである。この種の場合を銀行の貸付（無担保ないし担保付）行為と見る見解に対しても、支払を受けた預入者は、右の交付した小切手の取立により支払金が当然決済せらるべきことを予期し、自己において独立無条件の借受金返還義務を当然に負担することは、何等予期しないという当事者の意思に徴しても、右見解を支持することはできないことが明白である。」として譲渡説をとっている。この考え方を折衷説ということができる。

つぎに学説をみると、小切手を預け入れたときに小切手の通常の譲渡契約があるのあって、取立委任契約があるのではないとする譲渡説をとるものもあるが、多くは取立委任説をとり、⁽¹⁸⁾さらに小切手の受け入れは一般的には取立委任であるが、取立前に払出をする場合にかぎり、小切手の売買または立替払があるとする折衷説をとるものがある。⁽¹⁹⁾つぎに、この説を修正して他手見込払の場合には、小切手の譲渡と解するのではなくて、その支払のときに貸付をしたものと考え、前に受け入れた小切手については貸金の担保としての隠れた質入があるものとする説がある。⁽²⁰⁾さらに、この場合の預金契約を諾成的消費寄託と解して、その成立をみとめ、ただ預金者が先に履行する義務を負うため、銀行は現金を入手しないかぎりは返還請求に対して支払を拒絶しうるが、銀行の見込払は、この抗弁権を放棄してなされる場合もあるとしても、一般的には預金を事実上の担保とした別の貸付とみるのが当事者の意思に適するとする説がある。⁽²¹⁾

以上、代表的な判例および学説を述べてきたが、私見としては譲渡説をとりたいと思う。しかし単なる譲渡説ではなく、停止条件付譲渡説を提倡したい。最初に述べたように、預金契約は金銭の消費寄託契約であり、したがって、また要物契約とされている。だから金銭をもってする預金契約は要物性を充足して直ちに成立するが、他行払小切手の場合が問題である。前掲の昭和34年2月22日大阪地裁判決がいうように、小切手の交付自体をもって要物性を充足したものとすることはできないともいえるが、反面、小切手は原則として直ちに現金化することができるのであり、このことを証券面に表示しているからこそ有価証券といわれるのであって、このような有価物の受入として要物性をみたすと考え、預金契約の成立をみとめてよいと思う。⁽²²⁾しかし、預金契約の結果としての預金払戻債権は、小切手が現金化されてから発生すると考えるべきである。すなわち、小切手が交

換によって現金化されることを停止条件として、小切手預入れのときに、その所有権が移転し預金契約が成立すると解すべきである。⁽²⁴⁾

銀行が受け入れた手形・小切手は取立をして現金化しなければならないのであるが、取立委任説によると、これは預金者によって銀行に委任されるものと考え、手形の場合は隠れた取立委任裏書であり、小切手の場合は取立の目的をもってする信託譲渡であると解されている。しかし、これは銀行が預金者から譲り受けた手形・小切手を、自己のものとして、自己のために取立するものであると考えるべきではなかろうか。⁽²⁵⁾手形交換所における交換尻の決済が、預金者とは関係なしに銀行自身の資金をもってなされていることをみても、このように解すべきであると思われる。したがって手形・小切手が不渡りになったときは、単なる取立委任の場合は、銀行は不渡りになった旨預金者に通知するとともに、入金の記帳を取り消し手形・小切手を預金者に返還すれば事足りるのであるが、実際には厳重な手続により代わり金を受けたり、不渡届の制度や取引停止処分がおこなわれているのをみても、このことが裏付けられる。

また前掲の昭和43年12月21日の東京地裁判決は、「現金または小切手等の預入れがなされた後における元帳等への記帳は、銀行内部における預金預入れの確認行為ないしは預金通帳発行の前提たる手続にすぎず、預金契約の成否については何らの影響をも与えないものと解すべきであり、また普通預金通帳は証拠証券にすぎず、何ら設權的な意義を有しないから、その作成、交付もまた預金契約の成否に何らの影響を及ぼすものではない。」とする。なるほど元帳に記帳したがために預金契約が成立するものではないことはもとよりであるが、預金契約が成立（少なくとも停止条件付で）したからこそ、その証拠として元帳に記入されるものであり、また普通預金通帳の作成によって預金契約が成立するものではないのは当然であるが、預金契約成立の証拠として通帳が作成・交付されるのであって、預金契約が成立してもいないので元帳記入や通帳発行がなされるはずのものではない。したがって、銀行実務における元帳記入・通帳発行は預金契約成立の一つの証拠ということができる。

つぎに問題になるのが他手見込払の場合である。小切手を預け入れると同時に預金契約は成立するのであるが、これは停止条件付であるため、この停止条件が

成就するまで、すなわち取立がすんで、その小切手が現金化されるまでは、預金の払戻請求権はこれを行使することができない。にもかかわらず、取立決済がすむのを待たずに払戻をする他手見込払がなされることがある。したがって、これは預金の払戻ではなく、小切手の割引あるいは一種の貸付がなされたと考えるべきである（当座預金契約でいえば、実質的な当座貸越がなされたとみてよい）。だから、他手見込払がなされる都度、銀行と預金者との間で割引あるいは貸付契約がなされたものと解して差し支えない。この場合に、譲渡説をとれば、当該小切手が不渡りになったときに銀行が振出人に償還請求をしてゆくにあたって人的抗弁の切断を主張することができ、法律関係を簡潔に解決することができる。

取立委任説によれば、一般的には受任者には、その小切手についての独立固有の経済的利益がないから、受任者である銀行は振出人の委任者に対する人的抗弁の対抗を受けることになるが、銀行が他手見込払をしたときは、銀行は買戻請求権の確保あるいは貸金の回収のために、その小切手の権利の行使について独立の経済的利益を有するにいたったとみるべきであるから、この場合には人的抗弁の対抗を受けない、とすることになる。⁽²⁶⁾この点については説明の簡明さにおいて取立委任説は譲渡説に一步をゆづらなければならないようである。ところで、取立委任説をとらないことは前述したとおりである。したがって、取立委任説を前提としつつ、他手見込払の場合にかぎり小切手の売買または立替払があるとする説や、隠れた質入があるとする説もとれない。また、預金契約を諾成契約と解する説は、預金者の先履行義務をみとめることによって要物契約説をとるのとほとんど同一になるし、⁽²⁷⁾なお、預金契約を一般的には要物契約としながら、この場合のみを諾成契約と解することは、理論的一貫性を欠くとの非難が可能である。⁽²⁸⁾

（句） 当該銀行の店舗により支払われるべき証券が交付された場合

このうち、自店が支払場所となっている手形・小切手の場合には、以前は銀行が受け入れる際に、その振出人につき支払うに足る預金残高があることを確認のうえ受入手続をしたので、即時に預金契約の成立をみとめることができた。しかし現在は、業務の多忙と店頭で顧客を待たせないサービスのために、残高確認の手続を後回しにし、小切手などが落ちるかどうかを後で通知するのが普通になっているので、現在の実務上は、このような証券が窓口で交付されたときに預金

契約が成立するが、これは停止条件付であると解すべきであり、この停止条件は他店券と同様に小切手が落ちることである。ただ自店券であるから手形交換所を通す必要がないので、その日のうちに振出人の預金より引き落とすことになるから、このときに現金化されて預金者の支払資金となるものと解すべきである。⁽²⁹⁾

つぎに、その証券が自店振出の自己宛小切手（預手といわれる）である場合には、それが真正のものであるかぎり、別段の意思表示がなければ、直ちに預金契約が成立すると解されている。

(イ) 振込の場合

振込とは、送金受取人（被振込人という）が特定の銀行に当座預金口座または普通預金口座を有する場合に、送金依頼人（振込人という）が仕向銀行を通じて、この特定銀行を被仕向銀行として、その送金受取人の当座預金口座または普通預金口座に振込をすることによってする送金方法である。この場合には、振込人は仕向銀行に対し、振込金ならびに手数料を支払って振込を依頼し（委任契約）仕向銀行は被仕向銀行に対し、あらかじめ両行間に存在する為替取引契約の条件の定めるところにより、被振込人の口座に振込の委託をし（委任契約）、委託を受けた被仕向銀行は、これを被振込人の預金口座に記帳し、これを被振込人に通知するものである。被仕向銀行と被振込人との関係では、当座勘定取引契約書または普通預金約款の趣旨により、被仕向銀行の一方的記帳により被振込人と間に預金契約が成立すると同時に、被振込人のために預金債権が発生するのであって、被仕向銀行から被振込人に対する記帳の通知は、その確認にすぎないことになる。ただし、振り込まれたものが現金ではなくて証券類であるときは、前述の(イ)・(ロ)の場合と同じように考えなければならない。⁽³⁰⁾ ところで、被振込人に対して銀行が記帳通知をしたが、これが現実の取引にもとづいていない場合にはどうなるか。この場合には、禁反言原則の適用により、銀行は当座勘定元帳に記載したのと同様に預金支払の責に任すべきであるとの見解がある。⁽³¹⁾ しかし、この禁反言的責任は、銀行はその通知をしたことにもとづく責任を否定することができないということであって、この得意先が、その預金があるものと信じて行為したことによって生じた損害を銀行が賠償する責に任ずるという意味に解すべきである。⁽³²⁾

- 註(1) 大阪高裁昭和37年11月18日判決、金融法務事情338号P.4
- (2) 鈴木竹雄・竹内昭夫、鈴木編「当座預金」(銀行取引セミナー(1)) P.72f.、中馬義直・「預金契約」契約法大系V P.38
- (3) 大審院大正12年11月20日判決、法律新聞2226号P.4、窓口一寸事件といわれる。
- (4) 田中誠二・新版銀行取引法P.67、河本一郎・「窓口一寸事件」銀行取引判例百選P.39、西原寛一・金融法(法律学全集53)P.105、鈴木編・当座預金P.67f. 参照
- (5) 河本一郎・前掲百選P.39参照
- (6) 大阪高裁昭和37年12月18日判決、下級民集13巻12号P.2488
- (7) 田中誠二・前掲P.29、西原寛一・前掲P.106、加藤一郎・鈴木編「当座預金」P.80参照
- (8) 東京高裁昭和28年6月12日判決、高裁判集6巻P.769
- (9) 田中誠二・前掲P.30・31、高橋勝好・新版銀行取引の法律問題P.43参照
- (10) 青森地裁昭和32年11月28日判決、下級民集8巻11号P.2211
- (11) 我妻栄・新訂民法総則P.273
- (12) 我妻栄・同上P.284参照
- (13) 田中誠二・前掲P.68、高窪利一・「賃金による預金」銀行取引判例百選PP.60・61参照
- (14) 東京地裁昭和33年2月19日判決、下級民集9巻2号P.246、同旨、東京地裁昭和27年10月30日判決、判例タイムズ25号P.61
- (15) 東京地裁昭和43年12月21日判決、判例時報572号P.74、同旨、大阪地裁昭和25年4月22日判決、下級民集1巻4号P.599、仙台高裁昭和40年8月30日判決、高裁判民集18巻5号P.402、最高裁昭和46年7月1日判決、判例時報644号P.85
- (16) 「この預金は現金のほか、手形、小切手、利札、配当金領収証、郵便為替証書等でもお預かりいたします。ただし、その取立が済む迄は、お支払いできません。もしこれらのものが不渡りとなりましたときは、その入金を取消して、小切手等をそのままお返しいたします。」(普通預金約定(例)第2項)
- (17) 大阪地裁昭和34年2月22日判決、下級民集10巻2号P.373
- (18) 堀内仁・判例評論13号P.18、鈴木編「当座預金」P.206
- (19) 田中誠二・前掲P.70f.、高橋勝好・前掲P.50、並木俊守・「手形・小

- 切手の預入と預金の成立」手形法・小切手法講座第4巻P.259f.、鈴木竹雄・「小切手の預入れと預金の成立」銀行取引判例百選P.40f.、鈴木編「当座預金」P.194f.、P.222f.
- (20) 河本一郎・「小切手の受入と預金の成立」ジュリスト176号P.71
- (21) 鈴木竹雄・「小切手の預入れと預金の成立」鈴木・大隅編「商法演習Ⅱ」P.184、鈴木編「当座預金」P.206、加藤一郎・同P.210
- (22) 我妻栄・債権各論中巻の二P.733
- (23) もっとも、なかには現金化することのできない小切手があるであろうが、本来的に現金化することができるものとされているからこそ小切手の制度が存在しうるのであって、現金化することのできないものがあることを強調すれば、小切手制度を否定しなければならないことになるのではなかろうか。
- (24) 現実には、大部分の小切手が交換により現金化されているから、この停止条件は原則として成就されているが、たまたま不渡りとなり条件不成就で預金契約が結局成立しなかったことになるものもある。
- (25) このことを明示した判例がある。それは、さきに譲渡説をとる判例として掲げた東京地裁昭和27年10月30日判決（判例タイムズ25号P.61）であって、つぎに引用する判文中末尾近くに、このことが示されている。すなわち「預金者が自己の当座預金口座に小切手資金として現金を預け入れた場合には、特に反対の事情のみとむべきものないかぎり、これを受け入れた銀行その他の金融機関はこれを直ちに預金として受け入れ、預金者が振り出した小切手の支払をなす資金とすると共に一方においてはその金額の消費寄託の関係をも生ずるものと解すべきであって、小切手が現金と同様の機能を営む点にかんがみると、その預入が現金たると小切手たるとによって区別して観察すべきものではない。それ故預金者が自己の当座預金口座に小切手を振り込んだ場合においても現金と同様の作用を営み、それは直ちに預金者の預金となる。預入を受けた銀行はそれが持参人払式小切手の場合には、その引渡によって譲渡をうけその所持人となるのである。そして銀行が該小切手を手形交換所に於いて呈示するときは、自己の小切手としてその支払を求めるものなのである。しかして該小切手が不渡となった場合、小切手上の権利者としてその小切手債務者に償還請求するか、或は直ちに該小切手を預金者に返戻して代り金の請求をするかは銀行の選択に基いて決すべきものなのである。」と。
- (26) 鈴木竹雄・前掲演習ⅡP.184、河本一郎・前掲ジュリスト176号P.P.70-71

- (27) 西原寛一・前掲P.108
- (28) 田中誠二・前掲P.74 参照
- (29) 中馬義直・前掲P.39 参照
- (30) 一般当座用当座勘定約定書ひな型第2条第2項「当店を支払場所とする証券類を受け入れた場合にも、当店でその決済を確認したうえでなければ、支払資金といたしません。」
- (31) 一般当座用当座勘定約定書ひな型

第3条（本人振込み）

当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ記載したうえでなければ、支払資金といたしません。なお、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金といたしません。

第4条（第三者振込み）

- ① 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取り扱います。
- ② 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には第3条と同様に取り扱います。

なお第2条第1項「証券類を受け入れた場合には、当店で取り立て、不渡返還时限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金といたしません。」

- (32) 西原寛一・前掲P.217、高橋勝好・為替・手形交換（基本金融法務講座（5））P.256、大審院昭和9年5月25日判決、民集13巻11号P.829、我妻栄・判民昭和9年度67事件、幾代通・「預金契約と虚偽表示」銀行取引判例百選P.44

- (33) 田中誠二・前掲P.191 参照

3 預金者の認定

預金に対する払い戻しの権利を有する者は、実際に預金を預け入れた者である。この者が消費寄託契約の寄託者として、寄託物の代替物の返還請求権を有する。記名式預金においては、預金契約の当事者であり、したがって預金債権を有するものは名義人であると、判然としているようであるが、しかく明瞭なものではない。というのは、しばしば架空名義や他人名義で預金がなされることがあるから

である。この場合は、その預金の払戻請求権を有するのは、やはり現実に預金を預け入れた者であって名義人ではないと解すべきである。⁽¹⁾ただ、預金者はいずれの者かという問題が生じたときには、一応は名義人自身が預金者であると推定されるのであって、これに対して現実に預金を預け入れた者は別に存在しており、この者が払戻権利者であるということについては、これを主張する者が举証責任を負うことになる。⁽²⁾

これにもまして預金者の認定が困難なのは無記名定期預金の場合である。これは、銀行が預金者と考えた者に対する反対債権をもって預金と相殺をし、預金を消滅させたのに、別人から預金の支払の請求を受ける場合などとしてあらわれる。判例によると、一方において、客觀説（出捐者説ともいわれる）と称されるものがある。これによると、無記名定期預金の預金者が何人であるかは客觀的に定まるものであり、不特定な者ではない。したがって、銀行は、このように客觀的に存在する預金者と、その本人または使者・代理人・機関等を通じて預金契約を結ぶのであるが、銀行としては、あくまで当該預金契約の相手方が現実には何人であるかは、あざかり知らない建前となっているから、預金者とは、「実体的に規定すれば、『当該預金を自己の預金とする意思をもって金員の預入れをなした者』、形態的に規定すれば、『当該預金預入れに際し、取扱金融機関に届出でられた印章を当該預金に関する限り実質上支配し得る者』であり」、現実に預入行為をした者が誰であるか、印章に刻まれた氏名が誰であるかによってきまるものではない、とした。⁽³⁾また同様に、預金者は「特別の事情のない限り現に自らの出捐により、銀行に対して本人自らまたは使者・代理・機関等を通じて預金契約をした者である」とし、銀行が無記名定期預金の預金者であると信じていた者に対する貸金債権と定期預金との相殺を無効とした。⁽⁴⁾そして、この立場は、上告審においても維持された。⁽⁵⁾⁽⁶⁾他方において、主觀説（預入行為者説ともいわれる）と称されるものがある。これによると、「預金契約の成立にあたって、たまたまなされた預金者が誰かについての明示または黙示の意思表示がある場合には、かような意思表示なるものが、無記名定期預金契約の本質に反するものとして無視されるべきいわれはない」として、預金にきた者が従来の取引の経過から、その者に対する金融の裏付けとしての預金が期待される段階に立ちいたっている場合には、か

ような預金をするつもりで、自己の氏名を表示した印章で預金をし、この預金から金庫において右の期待された預金がなされたものとして取扱われ、その者に預金相応の融資がなされたという場合には、默示の意思によってその者を預金者とする無記名定期預金が成立したものであるとして、その者に対して有する貸金債権と定期預金との相殺を有効と認めたのである。⁽⁷⁾これらに対して、原則として客観説をとりながら、預入行為者が明示または默示で、みずからの預金であることを表示した場合には、その者を預金者とみとめるべきであるとする折衷説の立場をとる判例がある。これによると、無記名定期預金なるものは、たんに預金証書の上に預金者の氏名を表示しないというに止まらず、預金者がなんびとであるかは一切銀行においてあざかり知らないことを建前とするものであって、必ずしも現実に金員の預け入れ手続をした者が預金者であるとは限らず、自己の出捐により、銀行に対して本人みずからまたは使者代理機関等を通じて預金契約をした者をもってその預金者であるとするほかはないが、右はいわゆる無記名定期預金が特段の事情を伴わず、上叙の如き本来的形態において行われた場合のことであって、現に預け入れに当った者が明示的または默示的に自己の預金であることを表示してその申込をなし、銀行でこれを承認することによって預金契約が成立した場合には、右預入行為をした者を預金者とする無記名定期預金契約がなされたものというべきである。⁽⁸⁾とするのである。

学説では、客観説をとるものが、銀行が何人を預金者と信じたかにかかわりなく出捐者を預金者と認定すべきである。⁽⁹⁾とするのに対して、主観説をとるものは、現代の私法理論としては、意思表示につき意思主義よりも表示主義を尊重し商法上は外觀理論が強力に主張されていることを考え、また無記名定期預金の契約成立のときには、銀行は、金銭と印鑑とを持参提出した者につきその氏名を聞かずに、また印鑑がその者の氏名と関係あるかを調査せずに契約を締結することを考えると、その現実に金銭と印鑑とを持参提出した者を預金者とするのが原則としては正当と考えるべきである。そして、特殊の事情がある場合、例えば、その金銭と印鑑とを持参した者が別人の代理人として来た旨を明示もしくは默示で表示した場合には、その本人と考えられる者が預金者であると考えるべきである、⁽¹⁰⁾とする。

無記名定期預金も指名債権の一種であるから、どこのだれという特定の預金者が必ず存在するわけで、本来は銀行の実務処理はこの預金者を相手方としなければならないはずである。ところが、銀行には、真実の預金者の氏名はわからないことになっているので、銀行としては預入行為者を預金者とみて取引せざるをえないことになる。これが上述のように、客觀説のほかに主觀説あるいは折衷説の存在する理由であるが、このような預金者認定基準は、いずれも例外の多い原則であって、たとえばAが出捐した金銭をBが銀行の窓口に持参して預け入れしたような場合に、預金者は、どの説をとってもA Bのいずれとも認定することができるのであって、基準としては不明確なものである。そのうえ、訴訟になった場合は、事実審の口頭弁論終結時の認定事実を基礎に総合的に判断して預金者が判定されるのであるから、銀行が取引を通じて預金者と認識していたものを主張・立証したとしても、裁判所によって、これとことなったものが預金者であると判定されたならば、それまでの取引効果が遡及的につくがえされる可能性がないとはいえないことになる。結局のところ、銀行のする預金者の主張・立証と、裁判所のする預金者の認定とは必ずしも結びつくものではないから、全体的心証を基礎にして銀行を敗訴させるには客觀説をとり、反対に銀行を勝訴させるためには主觀説をとればよいということにもなりかねない。⁽¹⁾これでは法解釈において強調されている取引の動的安全保護の要請も、實際上は効果がないということになり妥当なこととはいえないことになる。

預金者認定基準についてのこのような欠陥を克服する新たな預金者概念についての判決が最近なされている。これによると、無記名定期預金契約において、当該預金の出捐者が、自ら預入行為をした場合はもとより、他の者に金銭を交付し無記名定期預金をすることを依頼し、この者が預入行為をした場合であっても、預入行為者が右金銭を横領し自己の預金とする意図で無記名定期預金をしたなどの特段の事情の認められないかぎり、出捐者をもって無記名定期預金の預金者と解すべきであることは、当裁判所の確定した判例であり（昭和29年（オ）第485号同32年12月19日第一小法廷判決・民集11巻13号2278頁、昭和31年（オ）第37号同35年3月8日第三小法廷判決・裁判集民事40号177頁）、いまこれを変更する要はない。けだし、無記名定期預金契約が締結されたにすぎない段階において

ては、銀行は預金者が何人であるかにつき格別利害関係を有するものではないから、出捐者の利益保護の観点から、右のような特段の事情のないかぎり、出捐者を預金者と認めるのが相当であり、銀行が、無記名定期預金債権に担保の設定をうけ、または、右債権を受動債権として相殺をする予定のもとに、新たに貸付をする場合においては、預金者を定め、その者に対し貸付をし、これによって生じた貸金債権を自働債権として無記名定期預金債務と相殺がされるに至ったとき等は、実質的には、無記名定期預金の期限前払戻と同視することができるから、銀行は、銀行が預金者と定めた者（以下、表見預金者という。）が真実の預金者と異なるとしても、銀行として全くすべき相当な注意を用いた以上、民法478条の類推適用、あるいは、無記名定期預金契約上存する免責規定によって、表見預金者に対する貸金債権と無記名定期預金債務との相殺等をもって真実の預金者に对抗しうるものと解するのが相当であり、かく解することによって、真実の預金者と銀行との利害の調整がはかられうるからである。⁽¹²⁾ とされたのである。

学説においても、「預金者の認定は、銀行がだれを預金者と信じたかに關係なく客觀説の立場によるとともに、銀行が預金者以外の者を預金者と信じて取り扱い、かつそのように信ずるのがもっともと考えられるときは、銀行の免責の問題として取り扱う」とし、また、「真実の預金者ではないが預金者らしく見える者を『表見上の預金者』と呼ぶ」とする考え方がある。⁽¹³⁾

この判例は、その前段において無記名定期預金の預金者は出捐者であるとし（客觀説）、また、この学説は、記名式預金であると無記名式預金であるとを問わず、預金者は客觀説によって認定されるべきであるとし、出捐者をもって真実の預金者とみることを前提として、表見（上の）預金者という概念を構成して、銀行と真実の預金者との間の利害調整ないし銀行の免責の問題をとらえようとするもので、きわめて妥当な考え方といふことができる。そして、この判決は、表見預金者と民法第478条の債権の準占有者とを対比させて、この者を銀行として全くすべき相当の注意を用いて出捐者であるとみとめて貸付取引をおこない、相殺等をした以上は、たとえ真実の預金者から相殺等の無効を主張され預金の返還請求をうけても、同条の類推適用ないし預金約款の免責規定によって、銀行は相殺等の有効であることを対抗することができるといふのであるから、銀行が勝訴す

るかどうかは、銀行が、ある者を出捐者であるとみとめるについて相当の注意を用いたか否かが決定的な岐路になる。ここには真実の預金者である出捐者と表見預金者の区別だけが存在し、あとは銀行の注意義務が問題となるのみであり、従来の客觀説・主觀説・折衷説の考え方は不要のものとなる。

取引の相手方の保護をはかるためには、とりたてて表見預金者の概念構成をしなくとも、表見代理（民法109条・110条・112条）あるいは虚偽表示（民法94条）の適用ないし類推適用によってなしうるとの考え方もあるであろう。しかし、これでは、銀行は、前者にあっては、取引の相手方と出捐者との間の代理権授与行為について主張・立証責任を負うことになり、また後者にあっては、出捐者の虚偽表示による無効の主張に対し第三者として保護をうけるためには善意であったことの主張・立証をしなければならないのであって、いずれも困難なことを強いられる結果となって不当であり、したがって表見預金者の概念を用いる方が銀行と出捐者との間の利害調整の方法としては公平であり妥当であると思われる。

なお、表見預金者と出捐者（真実の預金者）とを区別することは、銀行の免責を判断する面のみならず、預金の帰属についての出捐者の相続人間の紛争や、出捐者と債権者との間の紛争などの面においても、真実の預金者（出捐者）を一義的に認定すればよいことになるので、そのような点においても利点があると思われる。⁽¹⁴⁾

註(1) 鈴木竹雄・鈴木編「普通預金・定期預金」（銀行取引セミナー(2)）P.21

(2) 田中誠二・前掲P.89参照

(3) 東京地裁昭和27年6月12日判決、下級民集3巻6号P.807

(4) 東京高裁昭和29年5月1日判決、高裁民集7巻9号P.638

(5) 最高裁昭和32年12月19日判決、民集11巻13号P.2278

(6) その後の下級審判決で、第三者名義の記名式預金についてではあるが、客觀説をとるものがある。それは、東京地裁昭和46年10月11日判決（判例時報658号P.54）で、つぎのようにいいう。

すなわち、普通預金あるいは通知預金が匿名（架空人名義または第三者名義）でなされた場合の眞の預金者とは、自己の預金とする意思のもとに自己所有の金員を出捐して預金をなした者であって、現実の預入行為を自らしたか或は使者・代理人を使ってしたかは関係ない（後者の場合は民法

第478条の適用の関係で意義を有することがありうるが、それは眞の預金者確定の問題とは自ら別である)もの(所謂客觀説)と解するのが相當である、と。

- (7) 東京高裁昭和30年10月28日判決、高裁民集8巻9号P.619
- (8) 大阪高裁昭和34年1月30日判決、下級民集10巻1号P.201、なお、記名式定期預金についてではあるが同旨のものとして、京都地裁昭和42年12月21日判決(判例時報515号P.72)、大阪高裁昭和43年6月27日判決(判例時報533号P.43)、大阪高裁昭和46年11月18日判決(判例時報662号P.53)などがある。
- (9) 前田庸・「預金者の認定と銀行の免責」新銀行実務講座第14巻(鈴木編・銀行取引の法律問題)P.61ff.
- (10) 田中誠二・前掲P.P.112・113、我妻栄・債権各論中巻の2 P.735、鈴木竹雄・加藤一郎・鈴木編「普通預金・定期預金」P.205f.、中馬義直・前掲P.53(10)
- (11) 前田庸・前掲P.69f.、P.80、P.82f. 参照
- (12) 最高裁昭和48年3月27日判決、民集27巻2号P.376
- (13) 前田庸・前掲P.81・P.90
- (14) 石井真司・「眞実の預金者と表見預金者—預金者概念の再構成」ジュリスト614号P.73 参照

4 おわりに

預金契約に関して物的な成立要件と預金者の認定について述べてきた。まだ論すべき点が多くあるであろうし、また預金契約の成立については他にも幾多の論点があると思われるが、本稿では不充分ながら以上でとどめておく。

(1976.9.20)